令和８年（フ）第２９１号
兵庫県明石市小久保６丁目１番地の４　フローラルハイツ・ダイキⅢ407号
債務者　久森　健嗣
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１１２０号
広島市安佐北区落合南９丁目13番８－101号フォレスト高陽東弐番館
債務者　川岡かおり
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６３１号
静岡県焼津市駅北２丁目２番20号　スカイプラザ焼津310号
債務者　柳　眞理子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１３号
山口県下関市一の宮東町３丁目229番地１　フェアリーベルフィオーレ　205号
債務者　内田商店こと　内田　大輔
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２６９号
沖縄県中頭郡西原町上原２丁目30番地の20（ライムストーンヒルズ202号）
債務者　川合　希朱
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３０６号
沖縄県那覇市若狭２丁目17番６号　大橋マンション201、住民票上の前住所沖縄県那覇市辻２丁目11番７号　清福マンション403
債務者　瀬長亜衣利
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３５４号
沖縄県那覇市泉崎２丁目４番地７　橋川サイクル301
債務者　東江　宏利
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３９９号
沖縄県那覇市識名３丁目21番６号　Ｓｈｉｎｉｎｇ　Ｈｉｌｌ　402
債務者　藤本　禎利
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４１６号
沖縄県那覇市字天久1201番地１
債務者　我那覇良子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１４０号
北海道苫小牧市末広町２丁目９番１号　コウセイハイツⅡ303号
債務者　南　　雅行
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第８２号
盛岡市東山一丁目４番14号　ビューレジデンス可南101号
債務者　中村　拓也
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３４９号
盛岡市上堂四丁目２番50号
債務者　竹内　　敦（旧姓小西）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１３９０号
千葉県市川市原木１丁目11番21号　（ピア６－602号）、旧住所千葉県市川市本塩５番14号　（ローゼハイツ妙典）
債務者　小山田千保子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５７７号
千葉市緑区土気町1731番地８　コスモ土気エクストール403号
債務者　横井　　楓
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７４０号
千葉市花見川区幕張本郷５丁目７番38－304号
債務者　大津　睦乃（旧姓黒田）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４０２号
静岡県浜松市中央区海老塚二丁目７番８号海老塚マンション東棟103、前住所静岡県浜松市中央区海老塚二丁目24番16号　レジーナ海老塚107
債務者　坂下　　保
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４１１号
静岡県浜松市中央区神田町746番地の２　ラ・メールキャルム202
債務者　髙野　強一
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係